

二宮町開発事業における防犯灯設置基準

(目的)

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成29年二宮町条例第9号）及び二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号）に基づき、町が管理することとなる防犯灯について必要な事項を定めるものとする。

(防犯灯の種類)

第2条 この基準における防犯灯の種類は、次のとおりとし、原則として町が指定するものとする。

- (1) LED縦型・横型（定額制） 10W
- (2) LED縦型・横型（定額制） 20W
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置間隔は、直線距離で概ね25m以下に1基とする。
- (2) 設置方法は、電柱共架を原則とする。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は独立柱での設置とし、原則として町が指定するものとする。
- (3) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

(その他)

第4条 この基準に定めのないものは、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。